

私事総第 1297 号
令和 7 年 2 月 13 日

学校法人等代表者 殿
私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

令和 7 年度の掛金等の率について（お知らせ）

平素より当事業団の業務につきましては、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の掛金等の率につきましては、令和 7 年 1 月 23 日開催の共済運営委員会において審議され、了承されましたので、下記のとおりお知らせするとともに、皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私学共済制度の掛金等の率は、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（以下「共済規程」という。）第 26 条に定められていますので、今後、文部科学大臣の認可を受けて共済規程の変更を行います。

今回お知らせする内容につきましては、既に私学共済ホームページにも掲載していますが、「月報私学」3 月号及び加入者向広報「共済だより レター」春号にも掲載する予定です。

記

1 短期給付等掛金率

短期給付等掛金率は、短期給付分、福祉事業分及び介護分から構成されています。

（1）短期給付分掛金率の据え置き

令和 7 年度の短期給付分掛金率は、現行の 8.771% に据え置きます。

（2）介護分掛金率の改定

厚生労働省からの事務連絡における諸係数等を基に介護納付金を算出した結果、当事業団が負担すべき介護納付金が前年度に比べて約 17 億 3 千万円減少するため、令和 7 年 4 月から現行の 1.692% を 0.132 ポイント引き下げ、1.560% とします。

なお、介護分掛金率については、厚生労働省からの事務連絡等による諸係数を基

に、当事業団が負担すべき介護納付金の額を算出し、その額を私学共済制度における介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の加入者）の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して求めることになっています。

（3）特定保険料率に相当する掛金率

令和7年度の短期給付分掛金率のうち特定保険料率に相当する掛金率（高齢者医療制度への支援金等に充てるための掛金率）は、3月上旬に各学校法人等宛ての通知文及び私学共済ホームページで御案内する予定です。

2 退職等年金給付掛金率

令和7年度の退職等年金給付掛金率は、現行の1.50%に据え置きます。

なお、経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する令和6年再計算結果を踏まえ、引き続き5年間標準報酬月額等に対し0.3%に相当する額を職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れることになりました。

このため、7年4月から繰入率を差し引いた実行上の掛金率1.20%（=1.50%－0.3%）をもって納付していただく掛金を算定します。

3 加入者保険料率（軽減保険料率）

加入者保険料率は、被用者年金一元化法（以下「一元化法」といいます。）により、段階的に毎年0.354%ずつ引き上げられ、令和9年4月に厚生年金保険法で定められている18.3%に統一されます。

ただし、私学共済制度では令和11年8月までの間は、一元化に伴う積立金仕分け後の独自財源（経過的長期給付積立金）をもって、一元化法に定められる軽減幅の範囲内で、加入者保険料の軽減ができることとされています。

令和6年は5年に一度の再計算の年に当たりましたが、その結果、一元化法に定める範囲内の最大軽減幅を用いて軽減することが可能であることが確認できました。

なお、令和7年4月から11年8月までの加入者保険料率及び軽減幅並びに軽減保険料率は3ページの表のとおりとなり、7年度の軽減後の加入者保険料率（軽減保険料率）は、4月から8月までが16.743%、9月から8年3月までが17.097%となります。

(単位：%)

月	分	①加入者保険料率	②軽減幅	③軽減保険料率 (①-②)
令和7年	4月から	17.894	1.151	16.743
令和7年	9月から		0.797	17.097
令和8年	4月から	18.248	1.151	17.451
令和8年	9月から		0.797	
令和9年	4月から	18.300	0.849	17.805
令和9年	9月から		0.495	
令和10年	4月から	18.300	0.495	18.159
令和10年	9月から		0.141	
令和11年	4月から	18.300	0.141	—
令和11年	9月から		—	

4 子ども・子育て拠出金率（予定）

令和7年度の子ども・子育て拠出金率については、現行の0.36%に据え置かれます。

<参考>

掛金等早見表（令和7年度分）の送付について

- ・ 「報酬」に係る掛金等早見表については、都道府県補助金との関連から4月初旬に送付する予定です。
- ・ 「賞与」に係る掛金等早見表については、私学共済ホームページをご覧ください。ようお願いします。

【令和7年度の掛金等の率】

① 40歳以上65歳未満の加入者

(単位：%)

区分	短期給付等掛金率				退職等 年金給付 掛金率	加入者保険料率 (軽減保険料率)	合計
	短期 給付分	福祉 事業分	介護分	小計			
甲種 加入者	8.771	0.250	1.560	10.581	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から]	28.524[8月まで] 28.878[9月から]
乙種 加入者等	8.771	0.195	1.560	10.526	-	-	10.526
丙種 加入者	-	0.195	-	0.195	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から]	18.138[8月まで] 18.492[9月から]
任意継続 加入者	8.771	0.125	1.560	10.456	-	-	10.456

② 40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

(単位：%)

区分	短期給付等掛金率				退職等 年金給付 掛金率	加入者保険料率 (軽減保険料率)	合計
	短期 給付分	福祉 事業分	介護分	小計			
甲種 加入者	8.771	0.250	-	9.021	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から]	26.964[8月まで] 27.318[9月から]
乙種 加入者等	8.771	0.195	-	8.966	-	-	8.966
丙種 加入者	-	0.195	-	0.195	1.20	16.743[8月まで] 17.097[9月から]	18.138[8月まで] 18.492[9月から]
任意継続 加入者	8.771	0.125	-	8.896	-	-	8.896

<区分>

- 甲種加入者 … 短期給付・年金等給付適用者
- 乙種加入者等 … 短期給付のみ適用者、甲種加入者のうち協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者
- 丙種加入者 … 年金等給付のみ適用者
- 任意継続加入者 … 退職後短期給付のみ適用者

- ◎ 掛金等の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。
- ◎ 都道府県補助金は、標準報酬月額に係る加入者保険料に対して補助されます。標準賞与額に係る加入者保険料に対する補助はありません。
- ◎ 退職等年金給付掛金率(1.20%)は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。